

三島温泉健康交流施設の管理運営に係る指定管理収支予算書の作成に当たっては、経験値に基づくほか、光市三島温泉健康交流施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、光市三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書及び光市三島温泉健康交流施設条例（平成 23 年光市条例第 18 号）（以下「健康交流施設条例」という。）並びに本資料を参考にしてください（数量、単価等は、指定管理料の価格を設定する際の想定であり、拘束するものではありません。）。

1 収支予算書の作成に当たって

収支予算書の作成にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を 10% として作成してください。

計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合等において、指定管理料を補てんすることは行わないので留意して提案してください。

2 収入について

本施設に関しては、指定管理者のインセンティブが働くよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制（指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受）を採用します。

（1）利用料金の額

利用料金の額は、健康交流施設条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定め、指定管理者の収入として収受するものです。

施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮した柔軟な料金設定（例：100 円単位の料金体系等）の提案は自由です。

光市三島温泉健康交流施設条例第 10 条関係（限度額）

種別	区分	単位	市内	市外
入場料	65 歳以上	1 人	410 円	620 円
	大人	1 人	520 円	620 円
	小学生以下	1 人	310 円	410 円
	身体に障害を有する者	1 人	410 円	620 円
	家族風呂	1 時間	1,040 円	
貸切料	多目的室	1 時間	2,090 円	
	いこいの部屋	1 時間	2,090 円	
	会議室	1 時間	1,040 円	
	交流広場	1 時間	2,090 円	

備考

- 1 身体に障害を有する者とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(知的障害者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条の規定による知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けた者をいう。
- 2 家族風呂、部屋等の使用時間が 1 時間に満たないとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

(2) 入浴施設利用者数

本施設の利用者の推移は下記のとおりです。経験値等も含め、利用者数を想定し、利用料金及び収入を算定してください。

	利用者
令和 4 年度	1 0 2, 4 5 5 人
令和 5 年度	1 0 9, 3 6 9 人
令和 6 年度	1 0 9, 1 0 4 人
令和 7 年度	1 0 9, 6 7 4 人

3 支出について

人件費、管理費(光熱水費、メンテナンス費、清掃費、保守費、消耗品費、リース料、通信運搬費、広告費、保険料等)、施設を管理運営する上で、必要となる経費を見込んでください。

なお、主な経費の考え方は、次のとおりです。

(1) 人件費

施設の管理に必要な人数を見込み、算定して下さい。なお、市では、常勤職員(統括責任者) 1 名及び非常勤職員(受付、清掃等含む) 1 5 名程度での管理を想定しています。

(2) 光熱水費

ア 水道料金

水道料金は、光市水道給水条例(平成 1 6 年光市条例第 1 5 9 号)第 2 8 条の規定に基づき計算してください。なお、浴槽水以外は水道水で、口径は 5 0 mm、年間の見込量の最大値を 1 5, 0 0 0 m³と想定しています。

・基本料金 6, 1 6 0 円/月 ・従量料金 1 2 4 円 3 0 銭/m³

イ 下水道使用料

下水道使用料は、光市下水道条例（平成１６年光市条例第１５１号）第２３条（下表を参照）の規定により計算してください。なお、河川への放流はせず、年間の見込量の最大値を１９，２００ｍ³と想定しています。

区分	使用料（１箇月につき）		
	基本水量	基本料金	超過料金（１立方メートルにつき）
一般汚水	１０立方メートルまで	１，７０５．０円	１０立方メートルを超え２０立方メートルまで
			１９２．５円
			２０立方メートルを超え５０立方メートルまで
			２０３．５円
			５０立方メートルを超えるもの
			２２５．５円

ウ 電気料金

現契約は新電力によるものです。

エ ガス料金

温浴施設の熱源追従用です。ＬＰガスです（都市ガスは整備されていません。）。

（３） 維持管理費（メンテナンス費・保守費等）

想定される年間の維持管理の項目は以下のとおりで、施設の維持管理に必要な作業及び経費を見込んでください。

項 目
給湯熱源周り、ろ過機保守、チラー保守、サウナ装置、配管洗浄、循環配管洗浄、配管洗浄廃水処分、受水槽清掃、回収槽清掃、定期清掃、植栽管理、水質検査、警備委託、電気保安全管理、消防設備保守点検、空調保守点検、ゴミ収集など

（４） 修繕費

指定管理料の基準額には、指定管理者による年間の修繕費１，５００，０００円（税込）を含んでいます。本費用は、設備の故障や経年劣化等に対する修理、部品交換等に充当するものとします。

（５） その他

ア 施設設備仕様等

浴室内の浴槽水については、原則、循環水です。

また、施設の入浴のための料金の徴収方法については、券売機による対応です。

イ 源泉使用

使用料は無料です。(源泉は施設内のみ使用できます。)

ウ 税

(ア) 入湯税

非課税です。

(イ) その他税

法人税、消費税等は課税です。